

# 男女が共に創る住みよい地域社会

2024-2028

第4次茅野市男女共同参画計画（案）

（はつらつプラン21）

長野県 茅野市・茅野市教育委員会

# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b>	
1 計画策定の目的 .....	1
2 計画の位置付けと性格 .....	1
3 計画の期間.....	2
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b>	
1 基本理念 .....	3
2 テーマ .....	3
3 基本目標.....	4
<b>第3章 計画の体系</b> .....	5
持続可能な開発目標 SDGs とは .....	6
<b>第4章 計画の内容</b>	
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり .....	7
基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の推進.....	10
基本目標3 職場、家庭において男女が共に活躍できる社会の実現.....	14
基本目標4 男女の性の尊重と健康支援 .....	20
<b>第5章 計画における成果指標</b> .....	22
<b>第6章 計画の推進</b> .....	23

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の目的

茅野市は、平成7年に茅野市女性行動計画を策定し、「男女が性にとらわれずそれぞれの特性・個性・能力を発揮し、いきいきと暮らすことができる社会の実現」に向け、取組を進めてきました。平成13年（2001年）に茅野市男女共同参画基本条例が制定され、平成15年（2003年）に茅野市男女共同参画計画（はつらつプラン21）の策定以降、見直しや、改定を行い、平成26年（2014年）に策定した第3次男女共同参画計画（はつらつプラン21）のもと、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。近年における歯止めのかからない人口減少と超少子高齢化のほか、頻発する大規模災害や新型コロナウイルスの影響など社会情勢の急速な変化により、人々の考え方や家族の姿も大きく変化しています。このような複雑な社会における性の問題提起や課題が深刻化していることから、多様な性の理解を深め、偏見や差別のない社会や多様性が尊重される社会に向けた意識改革の啓発を進めることが大切です。また、計画策定にあたり、男女共同参画の視点でSDGsの持続可能な社会の実現とともに安心して快適に暮らせるまちを目指し、「新しい暮らし方」や「新しい働き方」を考えていくことが必要です。

本計画は、これまでの取組に「ジェンダー※1平等」の視点を取り入れ、市民が自らの意思によって多様な生き方を選択できる、男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き「茅野市男女共同参画計画」を推進します。

## 2 計画の位置付けと性格

この計画は、次に掲げる位置付けと性格を併せ持つものです。

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項を踏まえ、国の「第5次男女共同参画計画」と、「第5次長野県男女共同参画計画」を勘案しています。
- (2) 本計画は、「茅野市男女共同参画基本条例」第7条第1項に基づく計画です。
- (3) 本計画は、「第5次茅野市総合計画」の基本計画に位置付けられており、現在策定を進めている「第6次茅野市総合計画」の「基本構想」（案）における「多様性の尊重」に関連する計画です。
- (4) 本計画は、「第3次茅野市地域福祉計画（福祉21ビーナスプラン）」や、「第3次茅野市子ども・家庭応援計画（どんぐりプラン）」等の計画とも関係しています。
- (5) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項の規定に基づいて、本市が策定する女性の職業生活における活躍の推進に関する計画です。

なお、女性の職業生活における活躍の推進に関する事項については、該当する項目等に「【女性活躍推進】」と表示しています。

- ※1 ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間は生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある一方で、社会通念や習慣の中には、社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダーgender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化などにより新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合や計画の進捗状況によっては、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### 茅野市男女共同参画ロゴマーク【 愛称：ちのリンリン 】

<デザインに込められた思い>

茅野市の花「りんどう」をモチーフに男女関係なくお互いを尊重し、個々の能力が発揮できる社会をイメージしました。また、「CHINO」の頭文字「C」を使用したロゴになっています。

<愛称に込められた思い>

りんどうの花は、ベルのようだと思います。ひとりひとりが花ならば、私の音、あなたの音、みんなの音が響き合ってすばらしい合奏なればよいと思います。



\*茅野市男女共同参画ロゴマークは、男女共同参画について身近なものとして捉えてもらえるようシンプルで親しみやすいデザインを令和3年に募集し、応募総数97点の中から決定しました。

\*ロゴマークの愛称は、翌令和4年に募集し、応募総数76点の中から決定しました。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

男女がお互いの特性と人権を尊重し、それぞれの個性や能力を発揮し、男女平等の理念により、いきいきと生きる「男女共同参画社会の実現」を目指します。

茅野市男女共同参画基本条例の基本理念を踏まえ、市民、事業者、区・自治会と協働して計画を推進し、地域、職場、家庭などのあらゆる分野に参画できる機会の確保と男女間の格差の是正に努めます。

#### 【茅野市男女共同参画基本条例（平成13年条例第7号）】

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければなりません。

- (1) 男女が性別により差別的な取扱いを受けることなく、個人としての個性や能力を発揮する機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。
- (2) 男女の社会における活動の選択に対し、性別による固定的な役割分担などの社会における制度や慣行が、影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策や民間の団体における方針の立案や決定に共に参画する機会、またその実施に際して共に参加する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援によって、子育てや家族の介護その他の家庭生活における活動において家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、これらの活動以外の活動を行うことができることにも配慮されること。
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることにも配慮されること。

### 2 テーマ

「男女が共に創る住みよい地域社会」

### 3 基本目標

#### 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会は、男女がお互いの人権を尊重し、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。

人々の意識の中に、長い時間をかけて形づくられてきた社会のあらゆる制度や慣行による固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、また無意識の思い込みを解消するため、地域・家庭・職場・学校等のあらゆる分野における、男女共同参画の意義や必要性について理解を深める意識づくりを進めます。

#### 基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

活力ある豊かな地域社会を目指し、まちづくりの政策・方針決定過程に女性が参画するには、男女が対等な社会の構成員として多用な能力を生かし、様々な視点から新たな発想や手段を取り入れ、お互いに協力していくために、男女共に意識を変えていくことが必要です。

また、国際社会との協調、多文化への相互理解と交流を進めます。

#### 基本目標3 職場、家庭において男女が共に活躍できる社会の実現

働くことを希望する人が、性別にとらわれず自らの意思で希望する職業に就くことが可能となるように、働き方や慣行を見直し、男性であっても女性であっても幅広い分野で活躍できる働きやすいジェンダー平等な環境整備を推進します。

また、安心して子どもを産み育てるために、女性も男性も仕事と育児・介護を両立できるよう、共に助けあい、お互いに協力して担う家庭環境づくりを進めます。

#### 基本目標4 男女の性の尊重と健康支援

男女が互いの性を尊重し、それぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、生涯にわたり健康で充実した生活を送ることができる環境づくりに取り組みます。

また、男女間における暴力や児童虐待などあらゆる暴力の根絶に向けた対策や、男女の性に対する教育の推進を行い、社会基盤の醸成のための啓発活動に取り組みます。

### 第3章 計画の体系

基本目標	具体的目標 SDG s の取組	具体的施策
<b>1</b> 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(1) 男女共同参画の視点にたった意識づくり 	① 広報・啓発の推進 ② 意識調査の実施 ③ 人権尊重意識の高揚
	(2) 学校等における教育・学習の充実 	① 男女の差別をしない教育・保育の推進 ② 人権を尊重する教育・学習の推進 ③ 就業観・勤労観を育てる教育・学習の推進
<b>2</b> あらゆる分野への男女共同参画の推進	(1) 方針等の決定過程への男女共同参画の推進 	① 地区、区・自治会における方針等の企画・決定の場への女性の参画推進 ② 区・自治会における慣習や制度の見直し ③ まちづくりへの女性参画意識の啓発 ④ 防災分野における男女共同参画の推進
	(2) 市における女性の参画の拡大 	① 審議会、委員会等への女性の参画の推進 ② 女性職員の管理・監督職への登用促進
	(3) 多文化共生社会の推進 	① 国際理解の推進 ② 外国籍市民等の生活応援
<b>3</b> 職場、家庭において男女が共に活躍できる社会の実現	(1) 職場における男女共同参画の推進 	① 男女共同参画を推進するための雇用環境の整備 ② 女性の就職や再就職支援 ③ 企業へのワーク・ライフ・バランスの啓発 ④ 市民へのワーク・ライフ・バランスの啓発 ⑤ 自営業（農業・商工業等）における女性の能力向上
	(2) 家庭における男女共同参画の推進 	① 家庭における男女共同参画意識の向上 ② 子育て支援体制の充実 ③ 男性の子育て・介護への参加促進 ④ 介護支援の充実 ⑤ 障害児・障害者支援の充実 ⑥ 子育て・介護を地域で支える環境づくり
<b>4</b> 男女の性の尊重と健康支援	(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶 	① あらゆる暴力防止のための広報・啓発 ② 相談体制等の充実
	(2) 男女の性に対する教育の推進と健康支援 	① 男女の性に対する教育と相談体制の充実 ② 生涯を通じた男女の健康づくりの支援 ③ 母性保護・母子保健事業の充実 ④ 高齢者の生きがいづくり、社会参加の支援

テーマ

男女が共に創る住みよい地域社会

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標 SDGs エス・ディー・ジーズとは

持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) 別ウィンドウで開くの後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

(外務省公式サイトから転載)



# 第4章 計画の内容

## 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会は、男女がお互いの人権を尊重し、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。

人々の意識の中に、長い時間をかけて形づくられてきた社会のあらゆる制度や慣行による固定的な性別役割分担意識※2や性差に関する偏見、また無意識の思い込みを解消するため、地域・家庭・職場・学校等のあらゆる分野における、男女共同参画の意義や必要性について理解を深める意識づくりを進めます。

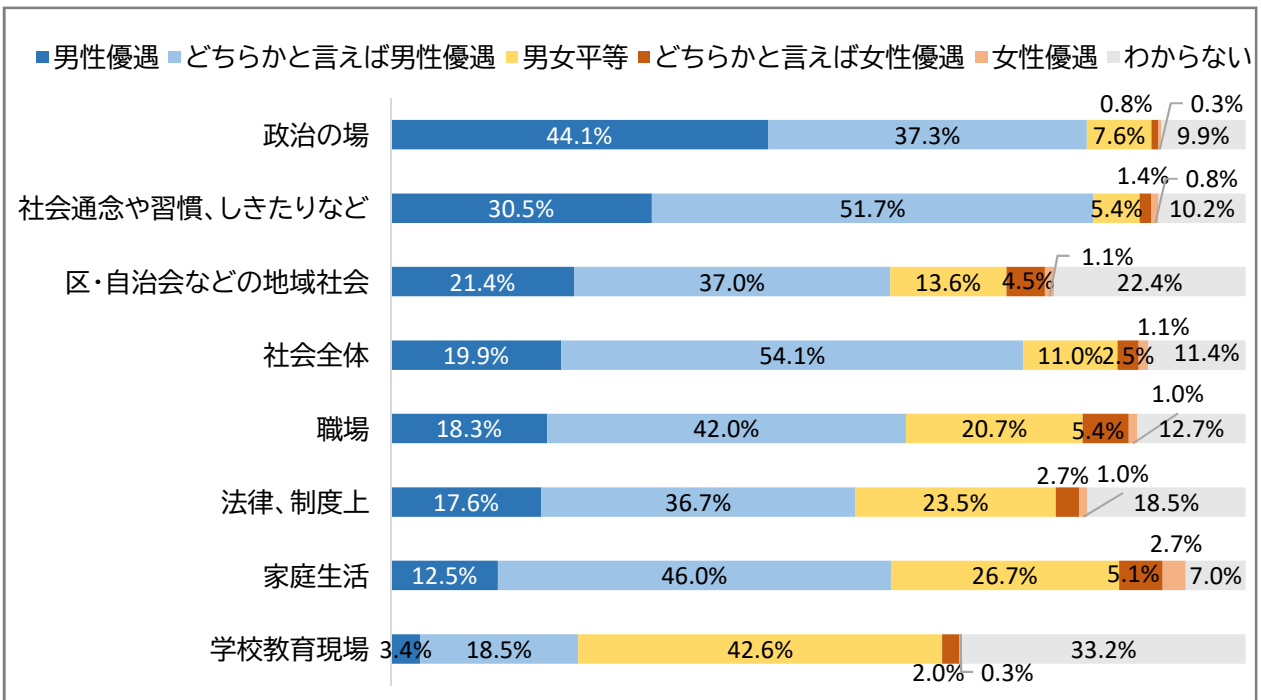
### 具体的目標(1) 男女共同参画の視点にたった意識づくり

#### 【現状と課題】

男性であっても女性であっても、性別による差別や不利益を受けないよう人権の意識を高め、互いを尊重し協力しあう意識を育てるために、講演会、講座、啓発事業等を実施しています。

男女共同参画に関する意識調査では、徐々に固定的な性別役割分担意識が薄れている状況が見られますが、令和2年(2020年)当初から発生した新型コロナウイルス感染症は、外出自粛や休校等様々な影響を与え、家事・育児、子どもの家庭学習支援など、女性にかかる負担が顕著化しました。男女共同参画の実現に向けては、性別役割分担意識が次世代の未来に影響することを意識し、男女がお互いに支え合える仕組みづくりや意識改革に向けて取り組むことが必要です。

次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか



令和3年度男女共同参画に関する意識調査結果

【課題に対する具体的な取組】

具体的施策	具体的取組	所管課
①広報・啓発の推進	市民及び事業者を対象に男女共同参画への関心・理解を高めるため、各種イベントや講座等により啓発を行います。	地域創生課 商工課 生涯学習課 家庭教育センター 図書館 企画課
	広報、ホームページ、ピーナチャンネル※3、ピーナネット Chino※4等を活用し、男女共同参画の理解に向けた身近な情報を発信します。	
	男女共同参画に関する資料、図書等を閲覧できるコーナーを設置し、情報を提供します。	
	性の多様性に関する国、県の制度などの情報共有を図ります。	
②意識調査の実施	男女共同参画に関する意識や現状を調査し、情報の提供をします。	生涯学習課
③人権尊重意識の高揚	性の多様性など人権問題への正しい理解や人権尊重の意識を広く浸透させるため、研修会や講座を開催します。	生涯学習課 中央公民館
	人権尊重に関する施策についての資料を作成し、ホームページで公開するなど、茅野市の人権尊重に関する取組を周知します。	地域福祉課
	人権に関する各種相談窓口の充実を図ります。	市民課 地域福祉課 高齢者・保険課 こども課 社会福祉協議会

※2 固定的な性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※3 ピーナチャンネル：茅野市の行政チャンネルとして、市からのお知らせや地域の話題などを紹介している茅野市コミュニティ放送のこと。LCVのデジタル11チャンネルを利用し、茅野市内のみ映像を見ることができる。

※4 ピーナネット Chino：市の話題や魅力を伝える、ネット動画を活用した広報サイトのこと。



## 具体的目標(2)学校等における教育・学習の充実

### 【現状と課題】

学校等における教育・学習活動は、男女共同参画社会を形成するために重要な役割を担っています。現在、小中学校の教育においては、社会科や心の教育の一環として、基本的人権の尊重、男女平等、男女雇用機会均等法※5等、家庭科では家庭における仕事の分担と役割や男女が共に自立し協力し合う意義等、教育活動の全領域を通して異性への正しい理解と人格の尊重等の学習を行っています。また、名簿を男女混合にすることや教室内の机を男女別にしない等、学習環境づくりの面でも配慮しています。

次代を担う子どもたちが男女共に個性と能力が発揮でき、主体的に進路が選択できる力をつける教育が必要です。

### 【課題に対する具体的な取組】

具体的施策	具体的取組	所管課
①男女の差別をしない教育・保育の推進	相手を大切にする心、一人ひとりの個性や能力を伸ばす保育、幼児教育を行います。	幼児教育課
	男女共同参画の意識を育む教育を行います。	学校教育課
②人権を尊重する教育・学習の推進	保育園においては、絵本の読み聞かせを通じ自分を大切にする感情や相手を思いやる心を育みます。	幼児教育課
	小学校の「なかよし旬間」、中学校の「人権教育集中旬間」などを通じて、お互いの人権を尊重しあう教育・学習（心の教育）を行います。	学校教育課
	悩みを抱える児童・生徒の相談体制の充実を図ります。	
	男女共同参画の視点に立った保育・教育を実践するために、保育士・教職員・保護者への意識啓発に努めます。	幼児教育課 学校教育課 生涯学習課
③就業観・勤労観を育てる教育・学習の推進	職業の意義や仕事に対する認識を深める職場体験等のキャリア教育※6を行います。【女性活躍推進】	学校教育課
	子どもたちが、自らの生き方を主体的に選択でき、性別にとらわれずに進路・職業選択ができる進路指導を行います。【女性活躍推進】	
	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）※7について理解の促進を図ります。【女性活躍推進】	

※5 男女雇用機会均等法：「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」の略。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的としている。

※6 キャリア教育：子どもたち一人ひとりが将来、社会的、職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために、学校の特色や地域の実情を踏まえながら、発達段階に応じた生き方を促す教育のこと。

※7 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。

## 基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

活力ある豊かな地域社会を目指し、まちづくりの政策・方針決定過程に女性が参画するには、男女が対等な社会の構成員として多用な能力を生かし、様々な視点から新たな発想や手段を取り入れ、お互いに協力していくために、男女共に意識を変えていくことが必要です。

また、国際社会との協調、多文化への相互理解と交流を進めます。

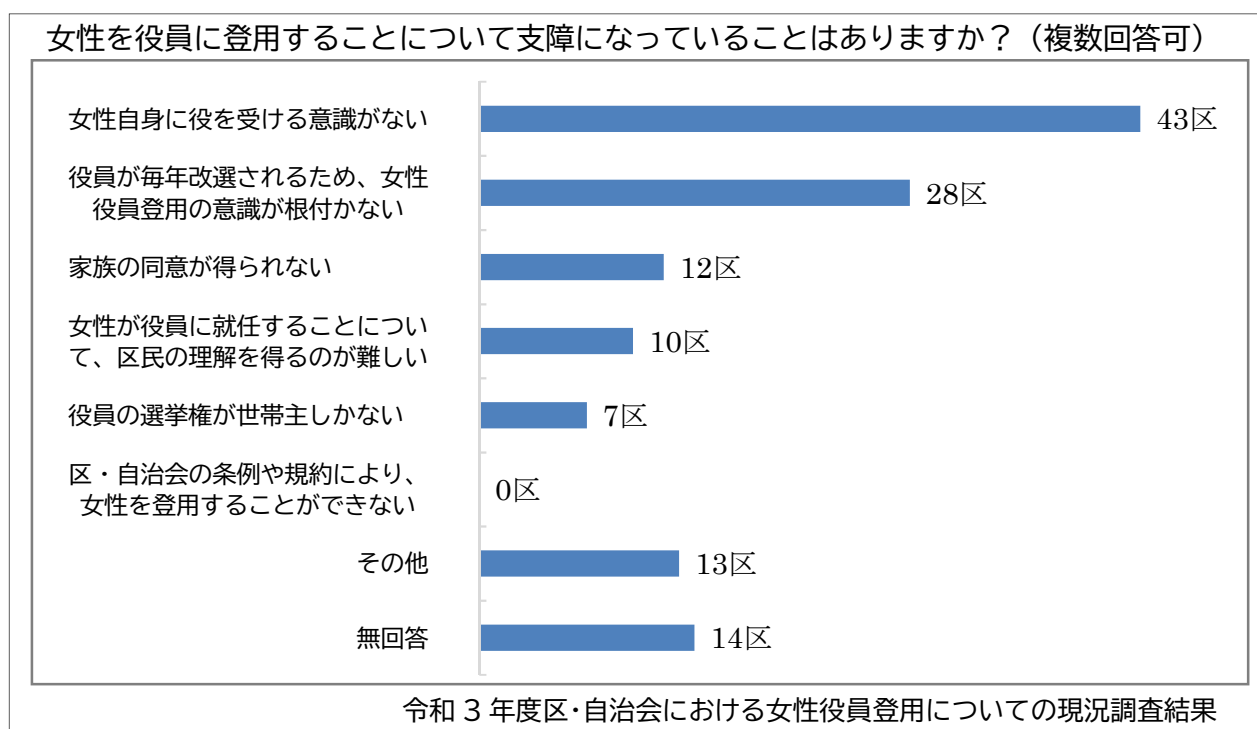
### 具体的目標(1)方針等の決定過程への男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

住みよい豊かな地域コミュニティを作り、地域力を高めていくために、男女が社会の対等な構成員として、多様な能力を生かし様々な視点や新たな発想を取り入れることが必要です。

しかし、区・自治会などの地域の組織における活動等は、女性も大きな役割を担っていますが、方針決定に関わる役員の男女の比率には、まだ大きな差があります。現況調査結果から、女性の参画が少ない理由として、根強く残る慣習やしきたりなどのほか、様々な要因から女性自身が役員を受けることに積極的になれない状況が考えられます。災害時には、地域のコミュニティ内の体制や連携が大きな役割を果たすことから、多様な視点が入り入れられる仕組みづくりを考えることは重要です。

大規模災害時には避難所の生活環境の改善が課題とされ、男女のニーズの違い等への配慮が重要となっています。同様に災害への備えや災害からの復興の取組についても、男女双方の視点・意見を取り入れることが重要です。



【課題に対する具体的な取組】

具体的施策	具体的取組	所管課
①地区、区・自治会における方針等の企画・決定の場への女性の参画推進	区・自治会を対象に男女共同参画推進に係る実態調査を行い、結果を広報、ホームページ等で公開し、意識啓発します。 【女性活躍推進】	パートナーシップのまちづくり推進課
	分館職員研修会等の機会に、男女共同参画推進についての啓発をします。	中央公民館
②区・自治会における慣習や制度の見直し	性別による固定的役割分担意識を解消するための情報を提供します。	パートナーシップのまちづくり推進課
③まちづくりへの女性参画意識の啓発	まちづくりへの関心と参加意識を高め、能力を発揮できるよう学習・研修の機会を充実します。	秘書広聴課 生涯学習課 家庭教育センター
	まちづくり懇談会への女性の積極的な参加を呼びかけます。	
	女性活動団体の情報の共有と連携の強化を支援し、まちづくりへの参画を促します。	
④防災分野における男女共同参画の推進	防災会議へ女性委員を登用し、女性の視点を取り入れた防災・復興体制を確立します。	防災課 消防課
	自主防災組織※8への女性参画を促進します。	
	女性が地域防災の担い手として活躍できるよう、女性消防団員の入団を促進します。	
	避難所運営マニュアルの作成にあたっては、あらゆる人々への配慮が反映されるよう支援します。	

※8 自主防災組織：災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的として、区・自治会単位で、地域住民が自発的に結成した防災活動を行う組織。

## 具体的目標(2)市における女性の参画の拡大

### 【現状と課題】

市の審議会や委員会の女性の登用については、これまで女性委員の登用率 35%を目標に取り組んできましたが、第3次計画期間内での達成はできませんでした。審議会等の委員には、女性が少ない分野からの選出や、専門的な分野もあるため、委員の選任については、あて職に限らず女性委員が選任されるような方法を検討する必要があります。

女性の登用にあたっては、女性の仕事と家庭生活との両立について、負担が大きいことが考えられるため、求められる業務を行うための環境については、現状の把握と課題の分析などを行うことが必要です。

また、市は、職員が性別による差別なく活躍できる職場環境づくりを推進します。

### 【課題に対する具体的な取組】

具体的施策	具体的取組	所管課
① 審議会、委員会等への女性の参画の推進	女性委員の積極的登用を推進します。【女性活躍推進】	生涯学習課
	定期的に審議会、委員会の女性登用状況を調査し、選任方法、選出規定等の見直しを働きかけます。【女性活躍推進】	
② 女性職員の管理・監督職への登用促進	研修会等により、女性職員の管理・監督職への昇任意欲の向上を図ります。【女性活躍推進】	総務課
	「茅野市女性職員活躍推進特定事業主行動計画」※9に基づき、仕事と育児・介護等家庭生活との両立のための環境づくりをします。【女性活躍推進】	

※9 茅野市女性職員活躍推進特定事業主行動計画：次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画。職場環境や働き方などの両立支援に関する取組に加え、女性職員の登用、育成等について盛り込まれている。

## 具体的目標(3)多文化共生社会※10の推進

### 【現状と課題】

国境を越えて「ひと・もの・かね・情報」の交流が進む中、ジェンダー平等に関する国際的な動向に関心を持ち、広い視野でジェンダー平等を推進することが大切です。

男女共同参画の視点にたった国際的な取組に関し、国際社会の一員として理解を深めるとともに、価値観の違いや文化の違い等から地域の中で孤立したり、日常生活の中で様々な不安を抱えたりすることがないように、外国籍市民も安心して日常生活を送ることができるよう生活応援が必要です。

### 【課題に対する具体的な取組】

具体的施策	具体的取組	所管課
①国際理解の推進	男女共同参画に関する国際的な動向の把握に努めます。	生涯学習課
	姉妹都市であるロングモント市とのホームステイによる交流や、中学生の台湾高雄市の姉妹校との交流及び修学旅行や観光で茅野市を訪れる外国人との交流により、国際理解を深めます。	観光課 学校教育課 生涯学習課
	外国語指導助手の授業を通して英語教育や外国文化に触れ、国際的な理解を深める教育を行います。	学校教育課
②外国籍市民等の生活応援	日常生活の問題や悩みを解決するため、外国籍市民を対象に相談日を設けます。	地域創生課
	地域で安心して生活ができるよう、保健・福祉・子育て・環境・防災等の身近な情報を必要に応じて、多言語及び「やさしい日本語」※11によりホームページやガイドブックで提供します。	地域創生課
	外国籍市民を対象に日本語教室を開催します。	地域創生課
	小・中学校に在籍する日本語指導を必要とする児童・生徒に対し、生活指導等の支援を行います。	学校教育課
	母国と異なる日本の文化や習慣などへの理解を深めるため、外国籍市民を対象に生活情報講座を開催します。	地域創生課

※10 多文化共生社会：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

※11 「やさしい日本語」：外国籍市民にとって理解しやすい簡単な日本語を指す。

### 基本目標 3 職場、家庭において男女が共に活躍できる社会の実現

働くことを希望する人が、性別にとらわれず自らの意思で希望する職業に就くことが可能となるように、働き方や慣行を見直し、男性であっても女性であっても幅広い分野で活躍できる働きやすいジェンダー平等な環境整備を推進します。

また、安心して子どもを産み育てるために、女性も男性も仕事と育児・介護を両立できるよう、共に助けあい、お互いに協力して担う家庭環境づくりを進めます。

#### 具体的目標(1)職場における男女共同参画の推進

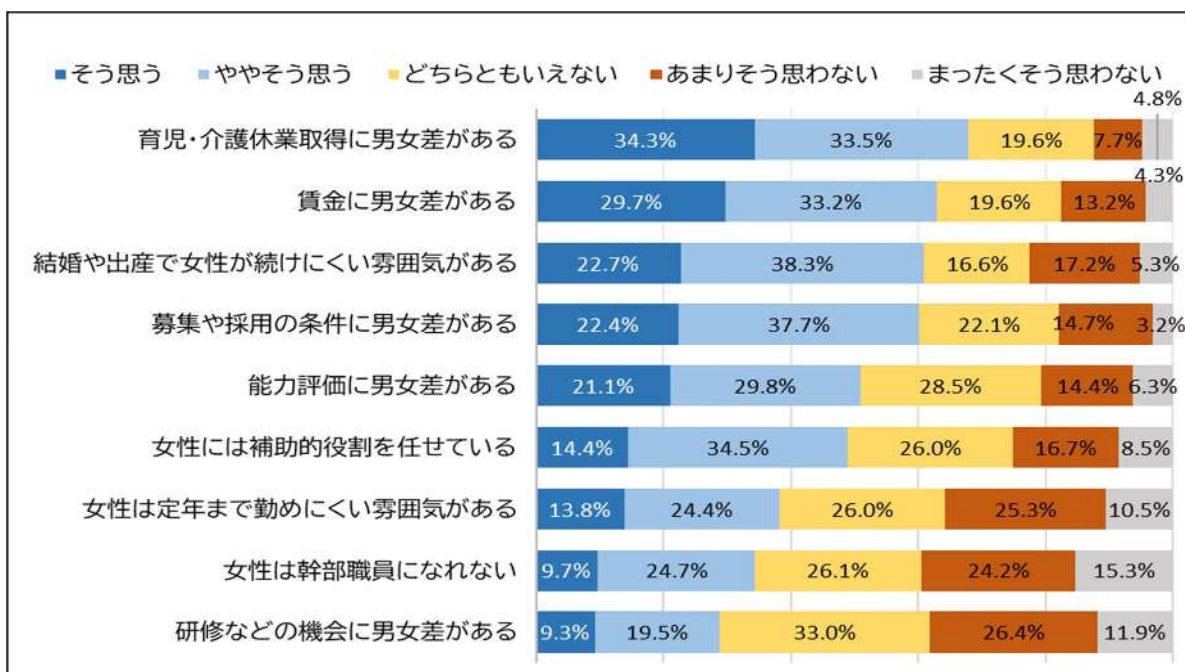
##### 【現状と課題】

意識調査において、「男性は外で仕事、女性は家事子育て介護に向いている」に、45%が「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答したことから、性別による固定的役割分担意識が根強く残っていることがうかがわれます。男性の仕事と育児の両立の促進を図るとともに、男性が育児休業を取得しやすい環境づくりや、育児等を理由とする男性に対する不利益などのハラスメントを防止するための環境づくりが重要です。

茅野市では、その取組の一つとして、男女が共に働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業所を「茅野市はつらつ事業所」として認定し、男女共同参画についての普及を図っています。現在、90 事業所がはつらつ事業所として認定されています。

今後もより多くの事業所がはつらつ事業所として取り組めるよう働きかけを行々とともに、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）が実現できる環境整備づくりを進める必要があります。

働く場において、仕事の内容や待遇について男女差があると思いますか



令和 3 年度男女共同参画に関する意識調査結果



【課題に対する具体的な取組】

具体的施策	具体的取組	所管課
①男女共同参画を推進するための雇用環境の整備	雇用や労働条件に関する諸制度（男女雇用機会均等法、労働基準法※12、パートタイム・有期雇用労働法※13、労働者派遣法※14、育児・介護休業法※15等）の情報を提供し、制度の普及定着に努めます。【女性活躍推進】	商工課 生涯学習課
	女性の就業機会が確保されるよう事業者への雇用環境整備の啓発に努めます。【女性活躍推進】	
	セクシュアル・ハラスメント※16 及びパワーハラスメント※17 防止の啓発に努めます。	商工課
	メンタルヘルスケア※18に関する啓発に努めます。	
②女性の就職や再就職支援	就職に関する情報を提供し、女性の就職や再就職を支援します。【女性活躍推進】	商工課
	再就職を希望する女性を対象に、研修会や講座等を開催します。【女性活躍推進】	家庭教育センター
③企業へのワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と家庭生活の調和が図られるよう職場環境の整備について啓発を行います。【女性活躍推進】	商工課 生涯学習課
	仕事と家庭を両立させることができる働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所を認定し、表彰をします。【女性活躍推進】	
④市民へのワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と家庭の両立に関する情報を提供し、啓発を行います。【女性活躍推進】	商工課 生涯学習課
	関係機関の労働相談窓口を紹介します。【女性活躍推進】	商工課
	仕事と家庭について、市民の意識と現状を調査し、結果を発信します。【女性活躍推進】	生涯学習課
⑤自営業（農業・商工業等）における女性の能力向上	女性の経営管理能力や技術の向上を目指したセミナー等の情報提供をします。【女性活躍推進】	商工課
	農業経営や意思決定の場への女性の参画を推進するため、家族経営協定※20の締結を促進します。【女性活躍推進】	農業委員会
	女性農業者を育成するため、農業技術や経営管理能力の向上を図る講座や講演会等を開催します。【女性活躍推進】	農林課
	女性農業者グループの活動を支援します。【女性活躍推進】	農林課

- ※12 **労働基準法**：労働者の賃金や労働時間、休暇等の主な労働条件について、最低限の基準を定めた法律。
- ※13 **パートタイム・有期雇用労働法**：パートタイム・有期雇用者の適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進などの措置等を講ずることによって、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて、パートタイム・有期雇用者労働者の福祉の増進を図ることを目的とした法律。
- ※14 **労働者派遣法**：派遣労働者の権利の保障や、雇用の安定、福祉面の充実など、派遣労働者を保護するための法律。これまで何度も改正され、業務や期限などの制限や同一労働同一賃金など繰り返し改正されている。
- ※15 **育児・介護休業法**：
- ＜育児休業制度＞一歳に満たない子を養育する労働者は男女を問わず、希望する期間子どもを養育するために休業することができる。子が1歳以降、保育園に入所できないなど一定の要件を満たす場合は、子が2歳に達するまでの間、育児休業を延長することができる。  
特例「パパ・ママ育休プラス」両親がともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヶ月に達するまで育児休業期間を延長することができる。
  - ＜産後パパ育休制度＞産後パパ育休（出生時育児休業制度）は、男性の育児休業取得促進のため、男性の取得ニーズの高い子の出生直後の時期について、これまでの育児休業よりも柔軟で取得しやすい枠組みの休業として設けられた制度。子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得することができる。
  - ＜所定外労働の制限＞事業主は3歳に満たない子を養育する労働者がその子を養育するため、又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間を超えて労働させてはならない。  
その他、時間外労働を制限する制度、子の看護休暇等がある。
  - ＜介護休業制度＞労働者がその要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するためにする休業。対象家族1人につき通算93日まで休業できる。3回まで分割可能。
  - ＜介護休暇制度＞要介護状態にある対象家族の介護や世話をする労働者は、年度において5日（その介護、世話をする対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）を限度として、介護休暇を取得することができる。  
その他、時間外労働の制限、所定労働時間の短縮措置等がある。
- ※16 **セクシュアル・ハラスメント**：相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすること。
- ※17 **パワーハラスメント**：同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。
- ※18 **メンタルヘルスマネジメント**：精神的健康の管理。
- ※19 **家族経営協定**：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めること。

## 具体的目標(2)家庭における男女共同参画の推進

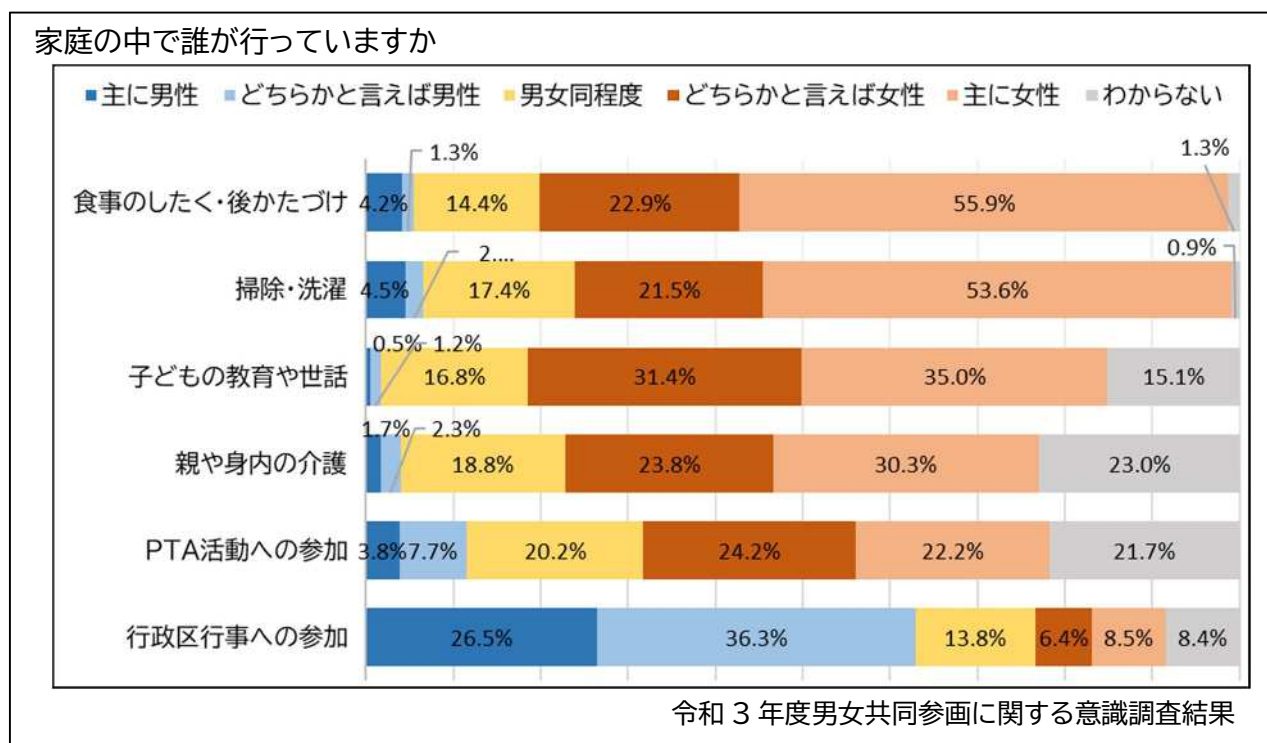
### 【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、まず家庭において意識を高めることが必要です。

意識調査では、家庭生活での役割分担については、行政区行事への参加を除く、全ての調査項目で女性の分担が多くなっていました。近年は、男性の家事育児が進んでいると言われているが、「男性は外で仕事、女性は家事育児介護」を前提とした生活習慣や制度が残る傾向が見られます。

子どもたちは、家庭での日常生活の中で無意識の内にこうした役割分担意識を身につけてしまいます。男女が共に助け合う意識を子どもの頃から育むための家庭環境が必要です。

また、男女が共に安心して子育て、介護ができ、あらゆる活動に参画する機会が確保されるためには、行政の支援に加え、職場や地域が応援する体制が必要です。



【課題に対する具体的な取組】

具体的施策	具体的取組	所管課
①家庭における男女共同参画意識の向上	男女が共に助け合い、責任を担う家庭が増えるよう情報提供などにより意識の向上を図ります。【女性活躍推進】	生涯学習課
②子育て支援体制の充実	多様な保育ニーズに応えられる保育体制の整備に努めます。【女性活躍推進】	幼児教育課
	保育園では、育児支援のため、保育園を利用しているお父さん、お母さんによる一日保育士体験※20を実施します。【女性活躍推進】	幼児教育課
	放課後における児童の安全・安心な居場所づくりと健全な育成を支援するため、学童クラブの充実に努めます。【女性活躍推進】	こども課
	親子の遊び場、交流の場として、市内10か所「地区こども館」運営の充実に努めます。	こども課
	子育て中の親子の遊び場や仲間づくり、親育ちの拠点となるこども館0123広場の充実に努めます。	こども課 こども館0123広場
	育児不安解消や育児力向上のために子育て相談窓口の充実に努めます。	こども課 こども館0123広場 幼児教育課
	育児不安解消や育児力向上、親の仲間づくりのために子育て講座を開催します。	こども課 こども館0123広場
③男性の子育て・介護への参加推進	パパママ講座※21により、父親の子育てへの参加を促進します。【女性活躍推進】	健康づくり推進課
④介護支援の充実	男性のための家事、育児、介護等に関する知識や体験を得る実践的な講座等を開催します。【女性活躍推進】	高齢者・保険課 健康づくり推進課 こども館0123広場 家庭教育センター
	65歳到達者への介護保険制度の説明会を開催し、高齢者の健康づくりと制度利用の周知を図ります。 各保健福祉サービスセンターの保健福祉に関する総合相談機能の充実に努め、家庭における介護者の孤立や不安を解消するための支援をします。【女性活躍推進】	高齢者・保険課 各保健福祉サービスセンター
⑤障害児・障害者の支援の充実	「障害者保健福祉計画」※22を推進し、障害者が家庭や地域で安心して暮らせる支援とともに社会参画のための支援をします。	地域福祉課 各保健福祉サービスセンター 発達支援センター
	相談体制の充実に努め、関係機関等との連携により、障害児・障害者の家庭に対する適切な支援をします。【女性活躍推進】	
⑥子育て・介護を地域で支える環境づくり	地域において「見守り・支え合いのしくみづくり」を進めるために、保健福祉サービスセンター、地区コミュニティセンター及び社会福祉協議会が連携し、地域福祉の推進を支援します。【女性活躍推進】	地域福祉課 高齢者・保険課 こども課 社会福祉協議会

- ※20 **一日保育士体験**：保護者が一日保育士体験を行い、我が子の集団の中での生活や遊び、学びを確認することにより、子どもの育ちを理解することや、さらに家庭と保育園との理解が深まることにより、子どものより豊かな環境を築きあげる目的で実施している。
- ※21 **パパママ講座**：心身ともに健やかに妊娠時期を過ごし、出産を迎え、子育てに向かうことができるよう育児支援をし、親になること、家族の在り方等について自ら考える講座。また仲間づくりの場でもある。
- ※22 **茅野市障害者保健福祉計画**：障害のある方もない方も、誰もが社会を構成する一員として役割を持ち地域で暮らすため、障害のある方が自らの能力を最大限に発揮し、その人らしく自立し、安心して住み続けることができる地域づくりを目指した計画。



## 基本目標 4 男女の性の尊重と健康支援

男女が互いの性を尊重し、それぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、生涯にわたり健康で充実した生活を送ることができる環境づくりに取り組みます。

また、男女間における暴力や児童虐待などあらゆる暴力の根絶に向けた対策や、男女の性に対する教育の推進を行い、社会基盤の醸成のための啓発活動に取り組みます。

### 具体的目標(1)男女間のあらゆる暴力の根絶

#### 【現状と課題】

暴力は、けがなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、心的外傷後ストレス障害に陥るなど、精神的な影響を受けることもあり、暴力を決して許さないという意識の醸成を図ることが重要です。

また、近年インターネットの普及やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりにより、他人への誹謗中傷、プライバシーの侵害、差別的言動など暴力や性犯罪が多様化しています。こうした課題に対しては、迅速かつ的確に対応していくことが求められます。

様々な関係機関と連携し、暴力を根絶するための注意喚起や意識啓発を行うとともに、被害者が安心して相談できる体制を整えるなど、できる支援について考えることが必要です。

#### 【課題に対する具体的な取組】

具体的施策	具体的取組	所管課
①あらゆる暴力 ※23防止のための 広報・啓発	暴力の根絶に向け、暴力に関する法制度等の情報提供や、被害者の相談窓口の紹介などを行います。	こども課 生涯学習課
	「デートDV」※24 について正しい理解を深めるための啓発を行います。	生涯学習課
	スマートフォンやインターネット、SNS※25 等を正しく、安全に活用できるよう、学校における「デジタル・シティズンシップ」※26 (リテラシー・モラル含む) の育成や家庭での情報モラルアップに取り組みます。	DX推進課 こども課 学校教育課
②相談体制等の 充実	あらゆる暴力に対する相談に適切に対応できるよう、相談体制を充実します。	こども課
	「育ちあいちの」に様々な専門の相談員を配置し、児童虐待に関する相談を児童相談所と連携し実施します。	こども課
	児童虐待防止のための取組を推進するとともに、早期発見、早期支援をするために関係機関との連携体制を充実します。	こども課 幼児教育課 学校教育課

※23 あらゆる暴力：身体的暴力、精神的暴力（大声で怒鳴る、脅かす、無視をする等）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等。

※24 デートDV：交際相手からの暴力、結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のこと。

※25 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニケーション型のサービス。

※26 デジタル・シティズンシップ：デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し、参加する能力のこと。デジタル技術を用いて社会に参加するための安全、責任、相互尊重の精神と行動倫理を経験と対話を通じて身に付ける。

## 具体的目標(2)男女の性に対する教育の推進と健康支援

### 【現状と課題】

生命の尊さを学び、一人ひとりを尊重する教育を推進し、性犯罪、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期から子どもの発達段階に配慮した教育を推進するとともに、性的指向・性自認（性同一性）に係る児童生徒等への適切な対応を促すため、相談員の専門性の向上や相談しやすい体制の整備が必要です。

特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、男性とは異なる、生涯を通じた健康支援が必要になることから、男女がお互いの性について正しく理解し、自分を大切にするとともに、相手を思いやる気持ちを育てることが大切です。

また、超高齢社会※27においては、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見をなくし、誰もが地域の一員として社会に参加できる環境が必要です。誰もが生きがいを持って生活できる地域づくりを推進します。

### 【課題に対する具体的な取組】

具体的施策	具体的取組	所管課
①男女の性に対する教育と相談体制の充実	性を尊重する意識を育て、性に関する正しい知識を身につけるための家庭教育、学校教育、社会教育の充実を図ります。	こども課 学校教育課 生涯学習課 家庭教育センター
	性についての相談体制の充実を図ります。	こども課 学校教育課
②生涯を通じた男女の健康づくりの支援	男女が生涯に渡り心身ともに健康に過ごせるよう、「茅野市健康づくり計画（からだ・こころ・すこやかプラン）」※28を推進します。	健康づくり推進課
③母性保護・母子保健事業の充実	安心して妊娠・出産を迎えられるように、相談、保健指導を充実します。	健康づくり推進課 各保健福祉サービスセンター こども課
	母子の健康の保持・増進のため、健康診査、相談・保健指導を行います。	
④高齢者の生きがいづくり、社会参加の支援	茅野市高齢者保健福祉計画※29を推進し、高齢者の地域での自立した生活、介護予防、生きがいづくり、社会参加への支援をします。	高齢者・保険課

※27 超高齢社会：65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。

※28 「茅野市健康づくり計画（からだ・こころ・すこやかプラン）」：長寿のみでなく、健康寿命を延伸できるよう、市民一人ひとりが「からだもこころも元気で豊かに過ごせること」を目的にした計画。

※29 茅野市高齢者保健福祉計画：「高齢者の自己実現や、豊かな地域生活を地域全体で支え合っていこう」という思いから、高齢者の保健福祉を推進する施策として策定された計画。

## 第5章 計画における成果指標

No.	取組区分	項目	現状値 (年度)	目標値 (令和10年度)
1	市、住民、事業者などあらゆる関係団体の取組による達成目標	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	77.9% (R3)	100%
2		社会全体が男女平等と感じる人の割合	11.0% (R3)	50%
3		性別によって役割を固定する考え方を肯定する人の割合	19.5% (R3)	10% 未満
4		「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度	60.7% (R3)	90% 以上
5	関連する団体の進捗状況を確認するための目標	防災組織に女性が参画している区・自治会数	42区 (R3)	80区
6		女性消防団員数 ※消防団音楽隊員含む	12人 (R4)	18人
7	市の取組で目指す目標	防災会議の委員に占める女性の割合	6.9%	15%
8		まちづくり懇談会への女性参加者数	27人 (R4)	40人
9		審議会・委員会等の女性委員登用率	27% (R4)	35%
10		市の女性管理職の登用率	20% (R3)	22%
11		茅野市はつらつ事業所認定数	90事業所 (R4)	100事業所



## 第6章 計画の推進

### 1 市民、事業者、区・自治会等及び行政の協働

市民、事業者、区・自治会、その他関係機関及び行政が協力しあい、それぞれの合意の基に社会のあらゆる分野での役割を分担し、責任を持って男女共同参画社会の実現に努めます。

### 2 推進体制の充実

この計画を効果的に推進するため、市民、事業者、区・自治会、その他関係機関で構成する「茅野市男女共同参画推進会議」を設置します。

### 3 計画の進行管理

計画の進行管理に当たっては、「茅野市男女共同参画推進会議」において、目標値の達成状況を確認します。また、市の施策については、成果指標を設定し状況を確認します。

これらの進捗状況により、「茅野市男女共同参画推進会議」で重点的に取り組むべき施策を挙げ推進します。

### 4 男女共同参画に関する調査、及び結果の公表

男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する実態と市民の意識を調査します。

この調査は、毎年実施する区・自治会へのアンケート調査と5年に一度実施する男女共同参画に関する意識調査の他、必要に応じて目標の達成状況を確認する調査を実施します。

調査結果は、広報、ホームページ等に掲載し、男女共同参画推進のための啓発活動として役立てます。